



党税調 平成20年度税制

社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続を決定

自民党税制調査会小委員会は12月4日、社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続を決定した。日本歯科医師会等から出されていた同要望だが、小委員会で長期検討とすることで一致し、これまで通り、当面の間存続されることになった。また、医療法人の自由診療部分等に係る軽減税率の存続についても同様に当面存続となった。

社会保険診療に対する事業税を非課税としてきた大きな根拠は、公共性・公益性の高い事業ということが挙げられる。国民皆保険制度の枠組みの中で、社会保険診療は低廉な公定価格の下に必要な医療を国民に提供し、国民の安心・安全を確保しており、極めて高い公共性・公益性を有している。石井はこの事実を指摘し、今後とも地域医療を提供する上でも、社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続が不可欠と強く働きかけてきた。

現在、平成20年度税制について党で議論されているが、石井は他に、地方税に関するところでは、公益法人制度改革後においても一般社団法人及び一般財団法人の医療関係者の養成所に係る非課税措置の存続すべきことを強く働きかけている。この案件については明日7日の小委員会で議論される。

党医療委員会・厚労部会

診療報酬 プラス改定を決議

自民党医療委員会・厚労部会合同会議は12月4日、平成20年度診療報酬をプラス改定とする決議を採択した。同決議の診療報酬改定に関する項目には、厳しい現状を踏まえた歯科医療を充実すること等を実現するためにプラス改定を図り、必要な医療財源を確保すること等書かれた。

当日示された決議（案）では当初、歯科の診療報酬については「歯科医療の充実や」としか書かれていなかった。この点を石井は指摘し「現状、歯科医療が充足しており、さらに充実させる」ような印象を与えかねない、と強い不満を表明。その上で石井は、歯科医療の厳しい現状を示す一文を書き込むよう強く申し入れた。

決議（案）は執行部一任で修正されたが、石井の意見をくみ取り、歯科医療については「厳しい現状を踏まえた歯科医療の充実」となった。

参議院議員 石井みどり事務所

〒100-8962 東京都千代田区永田町2-1-1 参議院議員会館206号室

電話番号： 03-3508-8206

FAX：03-5512-2206

e-mail：midori_ishii@sangiin.go.jp

HP：http://www.ishii-midori.jp/

地方税 「固定資産税・都市計画税関係、不動産取得税」

一般社団法人及び一般財団法人の医療関係者の養成所に係る
非課税措置

(発言要旨)

- ・ 医師会等が設置する看護師等の養成所は、低廉な学費で医療従事者を養成しており、新たに課税された場合、収支が悪化し、これら養成から撤退に追い込まれるおそれがある。地域の医療提供体制を確保する観点からも、これら養成所の安定的な運営を図る必要がある。
- ・ このため、医師会等が設置する医療関係者の養成所について、従来どおりの非課税措置を存続していただきたい。

(その他の発言事項：状況に応じ発言頂きたい内容)

- ・ 公益法人制度改革後においても、医師会等が設置する養成所が行う看護師等の医療従事者等の養成は、事業内容がそれまでと何も変わるところはなく、これまで非課税だった医療関係者の養成所が課税されるのは適当ではない。
- ・ このため、医師会等が設置する医療関係者の養成所について、従来どおりの非課税措置を存続していただきたい。

- ・ 現在、看護師や助産師の不足が言われており、医師会等の地域医療を支えている団体が設置する養成所において、引き続きこれら医療従事者を養成していただくため、課税により新たな負担が生じないようにする必要があります。
- ・ このため、医師会等が設置する医療関係者の養成所について、従来通りの非課税措置を認めていただきたい。

- ・ 地域の医療提供体制を確保する観点から、公益法人制度改革後も、引き続き看護師や助産師等の医療従事者が円滑に養成されるよう、これらの養成所の安定的な運営を図る必要がある。
- ・ このため、医師会等が設置する医療関係者の養成所について、従来どおりの非課税措置を存続していただきたい。

当面する医療問題に関する決議

医療は、国民全てが享受し、かつ、国民全てが支えるべき「公共財」である。

しかしながら、現下の日本の医療を巡る状況は、深刻な医師不足や診療科の休廃止など、地域医療を巡る状況は崩壊の危機に瀕していると言わざるを得ない。

国民の不安は日を追うごとに高まっており、これを早急に解消していかなければならない。

平成二十年度予算編成等に当たっては、こうした危機的状況を克服し、突破するために、責任政党として、次の課題に全力で取り組んでいくこととする。

一、医療制度改革を着実に進めるための対策や予算面での配慮

後期高齢者医療制度の創設やその円滑実施のための負担増の凍結など、一連の医療制度改革を円滑かつ着実に進めるため、必要な対策を講ずるとともに、そのための予算を十分に確保すること。

一、医師不足問題への対応を含めた医療提供体制の整備強化

「緊急医師確保対策について」（平成十九年五月三十一日。政府・与党）に基づく対策を着実に実施するとともに、へき地医療や救急医療の確保をはじめとする医療提供体制の整備強化を図ること。

一、医療紛争処理体制の整備

産科補償制度の早期実現や医療紛争の早期解決を図る中立・第三者機関（医療安全調査委員会）の構築など、医療リスクに対する支援体制を整備すること。

一、混合診療の在り方について

保険診療は、一定の枠組みの下での治療の有効性や患者の安全性の確保が不可欠であり、混合診療の在り方の検討を行う際には、患者及び医療関係者の声を聞きつつ、慎重に行うこと。

一、適切な診療報酬改定の実現

平成二十年度診療報酬改定においては、医師不足問題や勤務医の負担軽減、さらには救急医療、産科・小児科医療等の地域医療の諸課題に的確に対応するとともに、病院・診療所が担う地域医療の堅持、厳しい現状を踏まえた歯科医療の充実や、適切な薬剤管理指導等保険薬局の機能強化、訪問看護等の在宅医療等の促進を図ることとする。従って、これらを実現するため、プラス改定を図り、必要な医療費財源を確保すること。

右、決議する。

平成十九年十二月四日

自由民主党 政務調査会

医療委員会

厚生労働部会